

(記入例) ※ 詳細は 2P 目以降の記入例詳細を参照してください。

基準器検査申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
基準手動天びん 器物番号 〇〇〇〇 ひょう量 30kg 感量 200mg
- 基準器検査を受ける計量器の数量
1 個 ※数量の単位は「個」を推奨。種類により「本」「台」でも可。
- 1 個あたりの手数料及び手数料の合計
@ 11,900 × 1 = 11,900 11,900 円
- 基準器を用いる計量器の検査
届出製造事業者が行わなければならない検査
- 基準器検査を受けようとする場所
出張の場合は出張場所、持込の場合は「国立研究開発法人 産業技術総合研究所」を記入
- 基準器検査規則第 2 条第 1 項に定める申請者
住所 (居所) 〒△△△-△△△△
△△県△△市△△△丁目△番△
氏名 (名称) △△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△
- 代理人
住所 (居所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇
氏名 (名称) 〇〇〇〇株式会社 ※代理人による申請を行う場合のみ記載
代表取締役 〇〇 〇〇
※ 6、7 とも代表者役職名は正しく記載の事 (例:取締役社長・代表取締役 等)
- その他
※連絡先・請求書、成績書送付先等必要な事項を記載

(記入例詳細)

1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力

<<基準器の種類別記入例>>

例) 基準手動天びんであれば

基準手動天びん 器物番号 ○○○○ ひょう量 ○○kg 感量 ○○mg

申請書の項目 1 への記入事項

基準手動天びん	器物番号、ひょう量、感量
基準台手動はかり	器物番号、ひょう量、目量
基準直示天びん	器物番号、ひょう量、感量
特級基準分銅	器物番号、表す質量、形状、材質
基準ガラス製温度計	器物番号、温度の範囲、目量
体温計用基準電気式温度計	器物番号、型式、目量
基準サーボ式ピックアップ	器物番号、型式、信号変換器の器物番号、型式
基準静電型マイクロホン	器物番号、型式
基準液柱型圧力計	器物番号、圧力の範囲、目量
基準重錘型圧力計	器物番号、最大限界圧力、最小限界圧力
基準電気式圧力計	器物番号、圧力の範囲、目量
血圧計用基準圧力計	器物番号、圧力の範囲、目量
基準フラスコ	器物番号、全量
基準ビュレット	器物番号、全量
液体メーター用基準タンク	器物番号、全量、最少測定量、被計量物の種類 予備ゲージグラス(2本)付 ※予備ゲージがある場合はその旨、複数の場合は本数も
液体タンク用基準タンク	器物番号、全量、最少測定量*、被計量物の種類 予備ゲージグラス(2本)付 *予備ゲージがある場合はその旨、複数の場合は本数も ※分量目盛が無いものは省略可
基準湿式ガスメーター	器物番号、使用流量、計量室の体積、(油封式又は水封式)
基準ガスメーター (湿式以外のもの)	器物番号、口径、使用流量
基準燃料油メーター	器物番号、口径、使用流量、被計量物の種類
基準水道メーター	器物番号、口径、使用流量
ガスメーター用基準体積管	器物番号、全量、最少測定量、被計量物の種類
液体メーター用基準体積管	器物番号、全量、最少測定量、被計量物の種類
基準密度浮ひょう	器物番号、密度の範囲、目量、視定の方法
液化石油ガス用 基準浮ひょう型密度計	器物番号、密度の範囲、目量、視定の方法
基準比重浮ひょう	器物番号、比重の範囲、目量、視定の方法
基準重ボーメ度浮ひょう	器物番号、比重の範囲、目量、視定の方法
基準酒精度浮ひょう	器物番号、濃度の範囲、目量、視定の方法

- ※ 不明な場合は、担当者までご連絡ください。
- ※ 銘板があるものは銘板と同様に記入してください。

<<申請書の1項で書ききれない場合（別紙の一例）>>

別紙に詳細を記載する場合は、申請書に下記のように記入する。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける型式又は能力
 - 例1) 特級基準分銅 器物番号〇〇 表す質量 □kg～△mg 詳細は別紙による
 - 例2) 特級基準分銅 詳細は別紙による

別紙の作成例：

1) 基準分銅の場合

別 紙							
特級基準分銅							
器物番号 1 2 3 4				3 1 個			
表す質量	数量	形状	材質	表す質量	数量	形状	材質
・ ・ ・							

※ 器物番号の異なるものが混在する場合は、表す質量欄の前に器物番号欄を追加する。

2) 基準比重浮ひょうの場合

別 紙			
基準比重浮ひょう		個	
器物番号	比 重 の 範 囲	目 量	視定の方法
1234	～		
	～		
	～		
	～		
・ ・ ・			

※ 密度基準器・濃度基準器の場合も同様

4 基準器を用いる計量器の検査

下表の申請者区分により右欄記載のように記入してください。

基準器検査規則第2条第1項に定める申請者区分	基準器を用いる計量器の検査（検査の用途）
都道府県知事	基準器検査・検定・定期検査 等（該当の検査のみ記載）
特定市町村長	定期検査・立入検査 等（該当の検査のみ記載）
届出製造事業者	届出製造事業者が行わなければならない検査
届出修理事業者	届出修理事業者が行わなければならない検査
指定（外国）製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定（外国）製造者	指定製造者が行わなければならない検査
指定検定機関	指定検定機関が行う検定
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
指定計量証明機関	指定計量証明機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所（〇〇〇株式会社 □□事業所）における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

5 基準器検査を受けようとする場所

持込検査 : 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

出張検査 : 検査を行う場所
郵便番号、住所、事業所名

6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所（居所） 本社の住所(届出の住所・指定書の住所)

計量士の場合は所属する事業所又は自宅の住所

氏名（名称） 本社名（届出の社名・指定書の社名）・代表者氏名

計量士は計量士と記入し個人名を記入

7 代理人 （この項は代理申請の場合のみ記入）

住所（居所） 委任状に記載の受任者の住所

氏名（名称） // 社名及び代表者氏名を記入

注意事項

- ・ 代理人は法人の代表者とする。適正計量管理事業所における持込検査に限り計量の代理人は事業所内の所属関係者でも可。
- ・ 6項の申請者が代理人に委任した場合のみ記入（委任状、確認書類も必要）
- ・ 委任状の受任者に記載された住所・社名・氏名を記入
- ・ 代理申請の場合、委任状に記載された委任者・受任者の住所、名称及び氏名が申請書の記載と異なる場合の申請書は受理できませんのでご注意ください。
- ・ 代理申請を行わない場合には「7 代理人」の項は未記入のまま、項を削除しないで下さい。

8 その他

1) JCSS 校正証明書を添付して申請する場合はこの欄に「JCSS 校正証明書添付」と記載。

2) 連絡先、請求書・成績書送付先を記入する場合、
○○○課 産総次郎 TEL○○○○-○○-○○○○

※申請者又は代理人と連絡先及び請求書、成績書送付先を別に希望する場合は記入してください。また、連絡先及び成績書送付先が申請者（代理人）と住所が違う場合は、住所、社名等も記入してください。

3) 出張検査の場合に受検希望日を記入する場合、
受検希望日 年 月 日（日帰り）
受検希望日 年 月 日～ 日（宿泊を伴う場合）

※希望日は、検査担当者と相談の上、決定したものを記入してください。決定前であれば空欄でも可。

4) ヤード、ポンド、ガロン等の計量単位が付された計量器を受検する場合、大臣発行の承認書（包括又は個別）の写しを添付し、以下の事を記入してください。

承認番号 包括-○○-○○号 又は 個別-○○-○○号

なお、承認番号が無い場合は、計量法附則第5条第2項第1号に定められた取引又は証明のみに用いる旨を記入し、事業概要を提出してください。

※事業概要：業務内容が分かるもの。カタログ・パンフレット等。

5) 希望検査箇所がある場合は本欄に記載。数が多い場合は別紙でも可。（検査担当に確認をお願いいたします。）

6) 上記1)～5)以外の情報は本欄に記載しないようお願いいたします。
例) 基準器器物の返却先 等

※以下、ご承知おきください。

申請受付時に訂正箇所があった際、申請の御担当者（委任状が添付の場合は委任先の御担当者）に訂正の確認をさせていただきます。

なお、手数料（合計含む）に訂正があった場合は、申請書差し替えとなります。